

NPO 法人ライフリンクとの 自殺対策 SNS 等地域連携包括支援事業における 「連携自治体事業」協定を締結しました

堺市では、特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク（以下、ライフリンク）と自殺対策 SNS 等地域連携包括支援事業における「連携自治体事業」協定を締結しました。

同協定により、30 代以下の若年層（以下、若年層）の特性や傾向を踏まえた取組を進め、本市の自殺対策を強化します。

1 協定締結式

- (1) 日 時：令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 3 時～午後 3 時 25 分
- (2) 場 所：堺市役所 本館 4 階 秘書課会議室
- (3) 出席者：特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク 理事長 清水 康之（しみず やすゆき）氏
堺市 市 長 永藤 英機

2 協定の主な内容

つなぎ支援	ライフリンクが実施する SNS 等相談事業に相談された方の情報を、本人の同意を得て、こころの健康センター職員に提供。関係機関と連携し、適切な支援につなげる。
自殺ハイリスク者へのカードのお届け	ライフリンクが市民専用の SNS（LINE）アカウントを開設する。 当該アカウントへつながる 2 次元コードが記載された案内カードを、本市職員が相談窓口での面接時や家庭訪問時などの様々な機会を通じてお届けする。 相談者は、SNS を通じてライフリンクから、支援につながる情報提供などを受けることができる。ライフリンクは本人の同意を得て、こころの健康センター職員に情報を提供し、関係機関と連携した適切な支援につなげる。
相談支援の質の向上	相談支援のスキルアップ研修や、自治体間の情報交換会をライフリンクが企画し、その知見の共有を通じて、自殺対策力の向上につなげる。

3 永藤市長のコメント

ライフリンク様が推進されている自殺対策の取組に対し、深い敬意を表します。

自殺に関する問題は、時代の変化に伴い複雑化している状況です。本日の協定締結により、SNS 等を活用した相談事業「生きづらびっと」や「#いのち SOS」を通じて、若年層を中心とした自殺対策の強化につながることを期待しています。

4 清水理事長のコメント

堺市との協定締結を大変嬉しく思います。堺市と連携することで、生きるか死ぬかの瀬戸際で揺れ動いている方が生きる道を選べる支援を展開したいと考えています。堺市民の命を守ることはもちろん、堺市との先進的な取組を全国に発信し、日本全体の自殺対策の底上げにも貢献したいと思います。

5 協定締結の様子



左から清水理事長、永藤市長

問い合わせ先	(協定に関すること) 担 当 課：健康福祉局 健康部 こころの健康センター 電 話：072-245-9192 ファックス：072-241-0005
	(自殺対策に関すること) 担 当 課：健康福祉局 健康部 精神保健課 電 話：072-228-7062 ファックス：072-228-7943

自殺対策 SNS 等地域連携包括支援事業における
「連携自治体事業」協定書

令和 7 年

堺 市

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク

自殺対策 SNS 等地域連携包括支援事業における
「連携自治体事業」 協定書

堺市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク（以下「乙」という。）は、両者が連携し、ICT 等を活用した「細切れの支援ではなく入口から出口までの包括的な生きる支援」として、自殺対策 SNS 等地域連携包括支援事業における「連携自治体事業」を円滑に遂行するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（事業の目的）

第1条 本協定は、自殺リスクを抱え支援を必要とする者（以下「相談者」という。）が、適切な支援機関につながり、必要な支援を受けられるよう、甲と乙が連携して支援を行うことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に寄与することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 甲と乙は連携し、ICT 等を活用し SNS 等地域連携包括支援事業における「連携自治体事業」を実施し、「生きることの包括的支援」の推進に取り組む（以下「本事業」という。）。

- 2 本事業は、乙が実施する SNS 等による相談を通じて相談者から寄せられた情報をもとに、相談者の居住自治体である甲を連携自治体として本協定を締結し、相談者が適切な支援を受けられるよう調整を行うものである。
- 3 協定を締結した甲においては、専任職員を配置することとし、乙のつなぎ支援員を通じて、甲の専任職員が具体的支援を実施できるよう連携を図る。本事業は、この仕組みを通じて相談者が必要とする支援につながることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該事項に定めるところによる。

ア 自殺対策 SNS 等相談事業 生きづらさや生活のしづらさ等の課題を抱え

た相談者の課題解決のため、SNS や電話、メール等を活用して相談を受け、支援につなぐ、乙が行う事業をいう。

イ つなぎ支援員 乙が行う自殺対策 SNS 等相談事業のコーディネーターとして、相談者からの相談に対し、本人同意を得て甲に相談情報等を提供し、甲の専任職員と連携して支援を行う者をいう。

ウ 連携自治体担当職員 乙が行う自殺対策 SNS 等相談事業の職員として、連携自治体事業を推進し支援を行う上での調整等を行う者をいう。

エ 自殺対策担当課 甲の自殺対策に関する総合的な施策を所管する課をいう。

オ 専任職員 甲の自殺対策担当課等に所属し、乙のつなぎ支援員と連携して甲に居住する相談者に対し地域の関係機関等と連携して具体的支援を実施及び調整等を行う者をいう。

カ 関係機関等 相談者が抱える様々な課題を解決し、具体的支援を行う甲内外の支援機関をいう。

キ プッシュ型支援 対面や電話等に応じることが困難な甲の住民に対し、アウトリーチ等の手法を用い、必要な支援や情報提供等を積極的に行うことをいう。

(当事者の役割)

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる役割を分担し、甲に居住する相談者に対し、関係機関等と連携し具体的支援を実施する。

1 甲の役割

ア 自殺対策に関する総合的な施策を所管する自殺対策担当課の明確化及び専任職員の配置

イ 支援のため、乙のつなぎ支援員及び連携自治体担当職員との連携及び調整等

ウ 支援のための関係機関等による支援会議等の開催及びその庶務等

エ 支援の調整及び実施、進捗状況の確認、緊急時の対応等

オ 支援記録等の作成及び保管、統計に関する事務等

カ プッシュ型支援による相談窓口の周知、研修等への参加等

キ 自殺対策 SNS 等相談事業の広報

2 乙の役割

ア 効果的な支援のため、甲との情報交換会や研修等の開催等

- イ 支援のため甲の専任職員等との連携及び調整等
- ウ 支援が必要な相談者へのインテーク及びアセスメント及びつなぎ支援のための同意の取得等
- エ 支援のための支援会議等への参加及び意見交換等
- オ 支援の進捗状況や支援終結の確認等
- カ 支援終結後のフォローアップ等
- キ 支援記録の作成及び保管、統計に関する事務等
- ク 自殺対策 SNS 等相談事業の実施、広報

3 その他留意点

- ア 乙のつなぎ支援員は、相談者の話を丁寧に聴き、問題・課題を把握し相談者と信頼関係を作った上で支援を行う。
- イ 甲の専任職員は、必要に応じて関係機関等とともに訪問や同行支援等を行う。また関係機関等から自殺リスクの高い住民の情報を収集し、プッシュ型支援を積極的に行い、相談窓口等を周知し支援につなげる。

(経費の分担)

第5条 甲及び乙は、前条の役割分担に基づく経費をそれぞれ負担する。

(事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれから本協定を解除し、又は変更する意思表示がないときは、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協力及び関係機関等との連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の取組の実施にあたり、相互に協力し信頼関係を構築するとともに、関係機関等との連携の確立に努めるものとする。

(体制)

第8条 甲及び乙は、本協定の取組を推進するため、積極的かつ誠実に取組み、必要な連携体制をつくり、その体制を維持するものとする。

(連携の担保)

第9条 甲及び乙は、事業主体として連携の観点から、対等な立場で相互に十分な意思疎通と連携及び情報共有等を図るものとする。

(個人情報の保護等)

第10条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に則り、連携自治体事業の実施において知り得た相談者の個人情報等を第三者に漏洩しないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業において乙は、甲から、相談者の同意がある場合を除き、相談者にかかる個人情報及び秘密情報の開示及び提供を受けないものとする。

3 甲及び乙は、双方が保有する個人情報その他秘密情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び社内規程に従い適切に管理するものとする。

(協定の変更)

第11条 本協定の変更は、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

(問題発生時及び疑義への対応)

第12条 甲及び乙は、本協定の取組に伴って問題が発生した場合や、本協定に定めのない事項及び本協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議を行い、速やかに解決するものとする。

〔以下余白〕

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 8 月 5 日

甲 住 所 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

名 称 堺 市

代表者 堺市長 （自署）

乙 住 所 東京都千代田区九段北 4-3-8 市ヶ谷 UN ビル 3 階

名 称 特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク

代表者 理事長 （自署）